(仮称)清田区地区センター運営の基本ルール(検討案)ver070319

この資料は、「第3回(仮称)清田区地区センター運営を考える会」において、基本的な運営や利用のルールを**意見交換するための検討案(たたき台)**です。

<u>「このルールが必要・不要では」「もうすこし違う表現がいいのでは」「こんな仕組みをとりいれ</u>たい」・・などなど意見交換の際にご意見をよせてください。

※資料中、条例 の表示があるものは、現行の区民センター条例・規則や要領などで決まっているものを基にしております。

1. 施設の概要について

(1) 施設案内

- 多世代の誰もが気軽に交流できる施設です。
- 子どもや子育て世代を支援する施設です。
- 清田区民のふれあいを大切にするために、利用しやすい運営を地域と検討する施設です。
- 文化・教養の向上を図る講座や事業を展開していきます。

(2) 施設概要

場 所 : 札幌市清田区里塚 2 条 5 丁目 81-104

項目	(仮称)清田区地区センター	〔参考〕清田区民 センター	[参考] はちけん 地区センター
敷地面積	2, 300 m ²	6, 001 m²	2, 336 m²
延床面積	1, 306 m ²	3, 095 m²	1, 306 m²
駐車場	常時 46、最大 50	107 台	19 台
貸室数	8室	12 室	4室

2. 貸室の申込方法・利用について

(1) 申込方法

① 受付開始日 条例

- ・ 使用する日の2カ月前(多目的室の使用は3カ月前)の同日から受付。
- ・ 多目的室の半面利用、企業の会議等の申込みは使用する日の1カ月前の同日から受付。
- 利用希望日時が重複する場合は抽選。

② 申込方法について 条例

- ・ 所定の申請書に必要事項を記入し、料金を添え、センター窓口に直接申込。
- ・ 事前に利用団体登録のうえ、館の電話・FAX・公式ホームページにて事前予約し、利用 当日に申請書記入、料金支払。

※利用団体登録

センター窓口で受付。有効期限は翌年の同月末日まで1年間有効。

※申請書預かりサービス

受付開始日の1週間前から、申請書の預かりが可能。申請書は受付開始日に受付けたことになる。 希望者が複数の場合は抽選となる。

③ 申込受付時間について 条例

8:45~19:00(利用団体登録者の事前予約受付は21:00まで)

(2) 休館日 条例

- 12月29日~1月3日
- ・ 定期点検などの施設管理の都合により臨時休館する場合あり

(3) 利用できない場合 条例 (及び方針等)

- ・ 自らが使用しない場合
- ・ 葬儀・法要のために使用する場合
- ・ 宗教的宣伝活動のために使用する場合
- ・ 営利を目的とする事業(宣伝活動等を含む)のために使用する場合
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- ・ 飲食、飲酒を主たる目的とした事業のために使用する場合
- ・ 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- ・ 他人に危害や迷惑を及ぼしたり、そのおそれがあると認める場合
- ・ 地区センターの設置目的に反する使用の場合
- ・ 公益上やむをえない事由が生じた場合
- ・ その他地区センター等の管理運営上支障があると認める場合

(4) 利用の留意事項 条例 (及び方針、利用上のマナー等)

- ・ 部屋の準備や整理は利用者が実施、時間区分内にすべて終わらせる
- ・ 室内備品等利用は基本的に無料。ただし、備品等の取り扱いを適正に実施すること
- ・ 使用後は原状に回復し、必ず事務室まで連絡すること。回復が不完全な場合は原状回復の ための経費を利用者が負担。
- ・ 搬入した物品などの保管は利用者が責任をもって管理。
- すでに収めた使用料は、規則に定める事由以外は返却不可。
- ・ 予約をキャンセルする場合は速やかに館まで連絡。
- ・ 営利目的以外の物販は一部可能。(住民活動やNPOなどの活動資金に充てる場合や、チャリティー等を実施する場合など)
- ・ 健康増進法により館内禁煙。屋外駐車場側・喫煙コーナーにて喫煙可能。
- 駐車場、駐輪スペースの利用はセンター利用者に限る
- 館内における紛失や事故について一切の責任を負わない。
- 茶葉・ふきん類は持参のこと。
- ・ 原則ゴミは利用者が持ち帰る

3. 貸室の利用ルール(案)について

(1) 各室共通項目

- ・ 飲食を主たる行事の開催は不可だが、全室飲食可能。後片付けは利用者が実施。
- 各室備え付けの備品使用は原則無料。適切に使用。
- ・ 紛失・破損など、現状復帰が不可能な場合、その費用を利用者が負担。
- ゴミは持ち帰り。

(2) 多目的室 (210 ㎡、定員 240 人見込み)

軽スポーツ・会議、地域の催事発表会に活用。(最大 240 席、卓球・バトミントン・ミニバレー)。

- 土足可能。
- ・ ボールやラケットなどの用具類は、利用者が準備。
- ダンスに使用する場合はヒールカバーを使用。
- 後片付けは利用者が実施。
- ・ 2階バルコニーは通常施錠。多目的室占有利用の際、準備等のために使用可。
- 無料開放(日・時間)を設定。

[清田区民センターの無料開放日の事例]

囲碁将棋・社交ダンスなど (毎週土曜日午前、毎週木曜日~16 時半まで・・など) ※無料開放はセンターの都合で変更・中止する場合あり

(3) 視聴覚室 (85 ㎡、定員 88 人見込み)

ノート型パソコン、防音処置、フロアコンセント、無線LAN敷設、プロジェクタスクリーン、ビデオ、DVD、CDなど視聴覚機材設置

- ・ 使用機材については事前に申請
- ・ 機材利用料金は無料、紛失・破損など、現状復帰が不可能な場合、その費用を利用者が負担。

※コンピュータ類について、注意すべき項目など由水委員にアドバイスをお願いしています。

(4) 実習室1・2 (合わせて58 ㎡、定員36人見込み)

可動間仕切りをはずすと1室利用可能、調理実習可能、会議等の開催も可能。

- ・ 土足禁止、調理実習時も会議開催時もスリッパに履き替えが必要
- 調理器具、食器類の利用可能。無料、事前申請必要。
- ・ 紛失・破損など、現状復帰が不可能な場合、その費用を利用者が負担。
- ・ 実習後の汚れの清掃(食器・コンロなど)

|※調理器具・食器類について藤木委員にアドバイスをお願いしています。

(5) 集会室1・2 (合わせて51 ㎡、定員30人見込み)

可動間仕切りをはずすと1室利用可能、会議・講習会等の開催可能。 集会室1は和室としての利用が可能

・ 和室として使用する場合のたたみの敷設は利用者が実施。(当センター独自)

(6) 屋上多目的広場 (当センター独自)

天体観測や屋外学習、ヨサコイの練習など多目的広場として利用。

- ・ 夜間利用/地域イベントなど必要時に管理者が許可。
- 安全確認のため、監視カメラを設置、監督者なしの子どもだけの利用は不可。
- ボールの使用は不可。
- ・ 無料開放(日・時間)設定を検討。

4. フリースペースの利用ルール(案)について

(1) 子育てコーナー (当センター独自)

フローリング。90cmの本棚に囲まれた半オープンエリア。 子どものプレイルーム、子育て情報交換の場として、多世代の交流の場として活用

- 土足禁止。
- 絵本や読み聞かせ用の大型絵本、児童書、育児書など設置、閲覧可能。貸出不可。
- ・ お子さんの遊具、玩具類は持ち込み。備え付けはなし。
- ・ イベント開催時、コーナー拡張可能。
- 事前の申込、管理者許可により、子育てに関するイベントやサークル等の占有利用が可能。
- ・ 子育てコーナーの案内や子育てアドバイスボランティア、館内イベント参加のための短時間託児の場としての活用を検討。

※子育てコーナーの活用について後藤委員にアドバイスをお願いしています。

(2) 授乳室、小児トイレ(当センター独自)

- ・ 小児トイレ入口は子育てコーナー側。
- ・ 小児トイレの使用は保護者の見守りが前提。

(3) I Tコーナー

図書館図書や地域情報の検索に活用。

- 事務室受付にて利用開始時間と終了時間を記載し、利用者に利用者カードを渡す
- ・ 利用時間設定を検討。事務室での状況確認。
- ・ 印刷は不可。プリンター設置なし。
- ・ 盗難防止のため、コンピュータを固定、施錠。
- 成人向けサイト等の閲覧防止、設定改変防止などのセキュリティ対策を実施。

※コンピュータ類について、由水委員にアドバイスをお願いしています。

(4) まちづくりサロン (ロビー使用基準に基づく)

自由に待ち合わせ、歓談に活用 (イベント開催時に占有利用する場合あり)。

- ・ 事前申込、管理者許可を得ることで、各種サークル・地域等の展示や催事スペースとして、 非営利・公的な目的でのみ占有利用可能。(個人・営利目的は不可)
- ・ 飲食可能だが利用者による清掃が必要。清掃用具を設置。
- ・ 長時間の会議利用は不可
- ・ 事前申込、管理者許可を得ることで、まちづくり広場とあわせての地域イベントの実施可能(個人・営利目的は不可)

(5) 喫茶コーナー (当センター独自)

平日の12時~14時まで軽食(コーヒー、パン、菓子など)の営業を想定。

※サービス内容は指定管理者が検討

- ・ 地域イベントや障がい者の就労支援施設としての活用を検討。
- まちづくりサロンなどで飲食。

(6) 2階ラウンジ(当センター独自)

自由に会議や待ち合わせ、寄贈図書開架、読書・自習コーナーとして活用(イベント開催時に占有利用する場合あり)。申込より地域団体の展示も可能

- ロビー使用基準に基づく。
- ・ 所蔵図書は寄贈図書のみ。運用は自由利用。成人向け図書などは管理者等が排除
- ・ 地域団体の展示スペースとしても活用(展示は事務室申込、1週間まで展示可能)

(7) まちづくり広場 (当センター独自)

施設前庭部分。植栽の中に、屋外用ベンチとヒーリングロードを設置した憩いの場

ヒーリングロードにて健康講座を実施

- ・ まちづくりサロンなどとあわせて、事前の申し込みと管理者の許可を得ることで占有利用が可能。基本的には館主催事業が中心。
- ・ボールの使用は不可。

(8) 駐車場

最大50台、通常46台。(うち、軽自動車用7台、身障者スペース2台)

- ・ 一般の利用者も館全体を使用するようなイベント開催時には、事前の申し込みと管理者の 許可を得ることで、駐車場以外の目的での一部占有利用が可能。
- ・ 基本的には館主催事業が中心

5. 次年度以降の検討項目について

以下の項目は、次年度の第4回(5月予定)以降に検討予定

- ・ 本日の検討項目の確認、修正
- 広報PR
- ・ 利用率向上の方策
- ・ 交通アクセス改善
- 館独自事業
- ・ 地域有償ボランティアについて

など